

認可外保育施設等をご利用の
新2・3号認定子どもの保護者様

猪名川町生活部こども課

子育てのための施設等利用給付費（新2・3号認定） 認可外保育施設等の利用料の償還払い手続きについて

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、新2・3号認定を受けられた方の認可外保育施設等※、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されているお子様については、利用料（上限額あり）を保護者様の申請による償還払いにより、3か月ごとに保護者様の口座へ給付する予定としております。

つきましては、下記のとおり請求月（1月、4月、7月、10月）の月末までに請求書と必要な書類を、町役場こども課窓口までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、請求書は、町役場こども課窓口で取得いただくか町のホームページ【子育てのための施設等利用費（新2・3号認定）の請求方法について】からダウンロードできます。

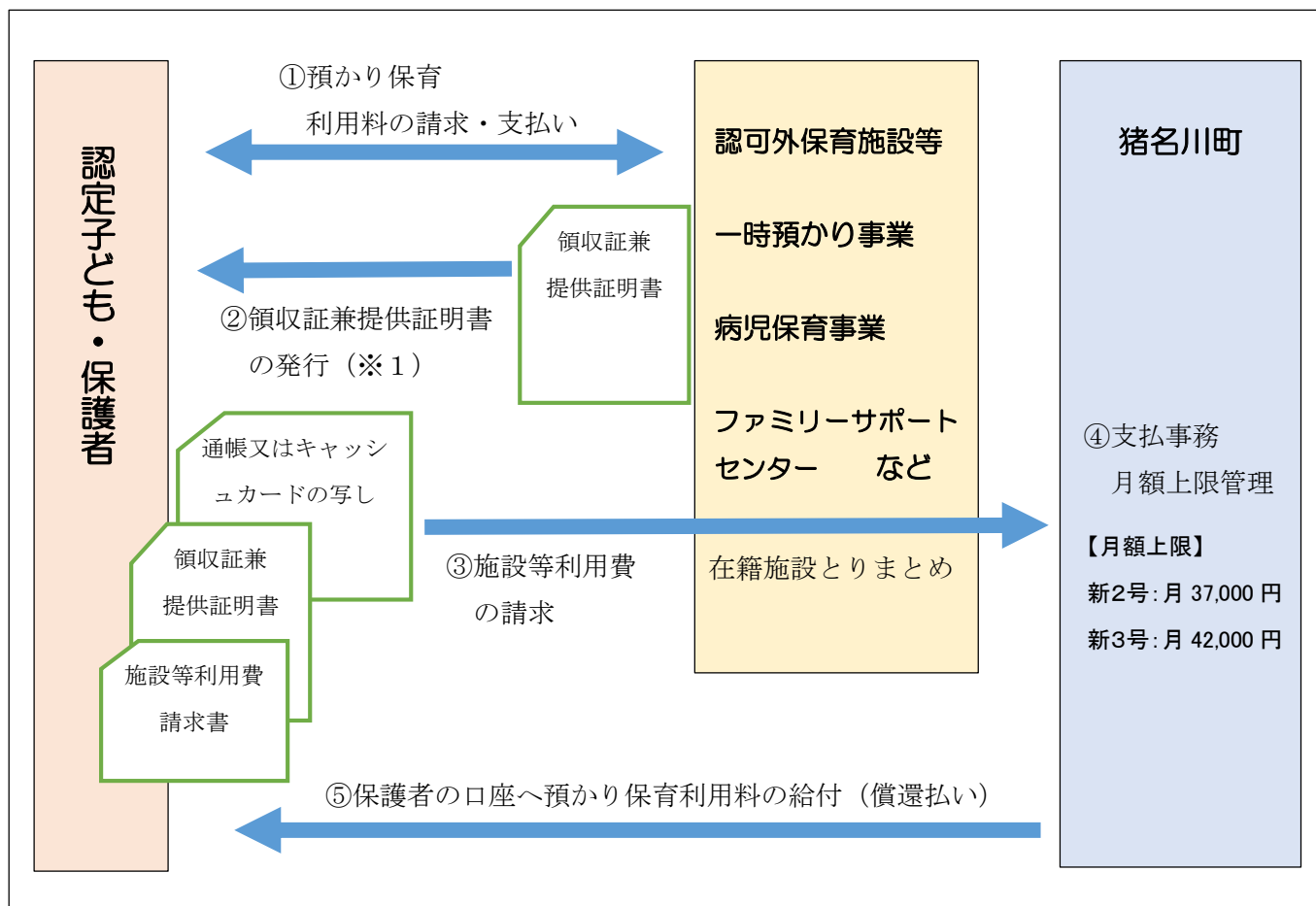
記

利用する事業・施設	必要書類	提出先と期限
認可外保育施設等※、 一時預かり事業、 病児保育事業、 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	① 様式4（認可外保育施設、一時預かり・病児保育・ファミサポ事業） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」 ② 施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」 ※ただし、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）利用者については、上記書類ではなく「活動報告書」 ③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写し <u>新2・3号認定を受けられた方のみ手続きが必要</u>	【請求月】 1月請求（10,11,12月分） 4月請求（1,2,3月分） 7月請求（4,5,6月分） 10月請求（7,8,9月分） 【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記必要書類を在籍する園に提出</u> 【支払日】 提出から1か月後の月末を目途に保護者様の口座へ振込み

※認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育所等（病院の院内保育所等）、ベビーホテル、ベビーシッター等（所在する市町の確認申請を受けている施設）

～幼児教育・保育の無償化に係る償還払い手続きについて～

1 償還払いの支払い手続きのイメージ及び関係様式



※1 ファミリーサポートセンター事業については、「領収証兼提供証明書」ではなく、「活動報告書」となります。

2 手続きの流れ

- ① 保護者は、認可外保育施設等の利用料を施設へ支払います。
- ② 保護者は、施設から「領収証兼提供証明書」の発行を受けます。
- ③ 保護者は、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に上記②の「領収証兼提供証明書」と振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町こども課に提出。
認可外保育施設等と一時預かり事業など、複数施設を併用した場合は、各施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を利用月毎にまとめて添付してください。
- ④ 猪名川町は、上記③の申請により、支払事務（内容と上限の確認等）を行います。
- ⑤ 猪名川町は、上記④に基づき、3か月分まとめて保護者の口座に認可外保育施設等の利用料の給付（償還払い）を行います。

【お問い合わせ】

猪名川町生活部こども課 TEL:072-767-7477